

2021.03

春

広島県 医療勤務環境改善支援センター



News Letter



医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ、まとまる

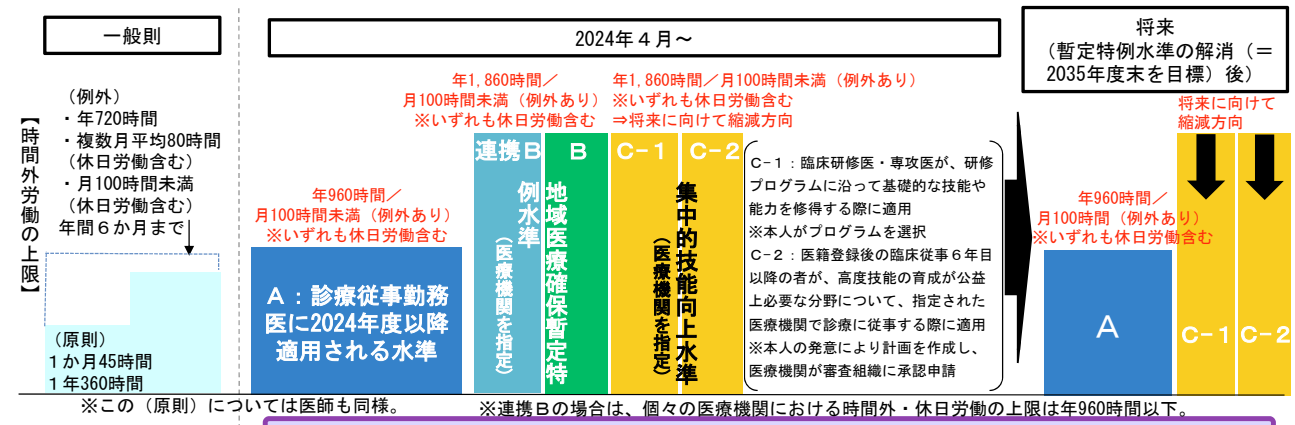
2020年12月14日、第11回検討会が開催され、2024年4月より適用される医師の時間外労働規制（下図）の枠組みとなる中間とりまとめ（案）が概ね了承され、公表されました。

中間とりまとめでは、地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）や集中技能向上水準（C水準）をどのように指定するか、長時間働かざるを得ない医師の健康や医療の質を確保するための追加的健康確保措置やその履行をどのように確保するか、また取組や実績を記載し毎年検証するための医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）や時短計画等を評価するための評価機能などについてまとめられました。

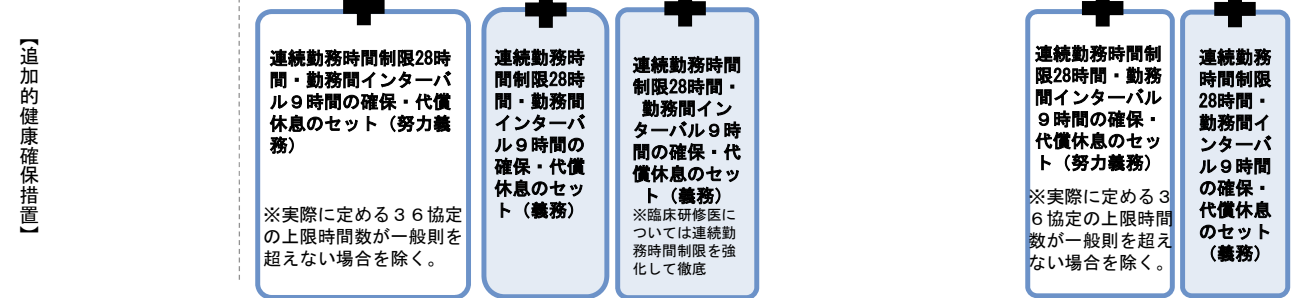
B・連携B、C水準が必要となる医療機関は、一定の医療機能や年960時間を超える時間外・休日労働の要因となるやむを得ない業務や必要性、時短計画の策定と都道府県への提出、PDCAに基づき少なくとも年1回点検し必要な改善を実施すること、評価機能による受審などが都道府県の指定要件として求められるとしています。

指定取消や勤務環境改善支援センターによる支援等についても記載されており、医療機関にとって枠組みの中でどのように勤務環境を改善し働きやすい職場にしていくか、今後ますます重要になっていくと考えられます。

医師の時間外労働規制について



月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置



最近の活動

第6回医療勤務環境セミナー オンラインにて開催

令和3年2月8日(2021年)、オンラインにて「第6回医療勤務環境セミナー」(主催 広島県、共催 広島労働局・広島県労働基準協会)を開催し、約30名の医療関係者が参加しました。

まず、広島県健康福祉局医務課伊東典代課長より、コロナ禍での日々の医療提供に対する御礼が述べられ、この状況下でも少子高齢化の状況は変わっておらず働き方改革等は着実に推進していくことなど挨拶されました。その後、講演①「医療機関における労務管理上の留意点」では、医療労務管理アドバイザーの尼崎万智子氏より、働き方改革関連法制や宿日直の届出、年俸制での注意点などについて講演され、講演②ではグループディスカッションも交えスムーズに勤務環境を改善するためのポイントについて医業経営アドバイザーより講演しました。

最後に、福岡大学筑紫病院副病院長 小児科診療部長・教授の小川厚先生からご講演がありました。概要は、以下のとおり。



私達の主治医から、私の主治医達へ ～当直翌日、しっかり休める体制づくり～

福岡大学筑紫病院 副病院長
小児科診療部長・教授 小川 厚先生

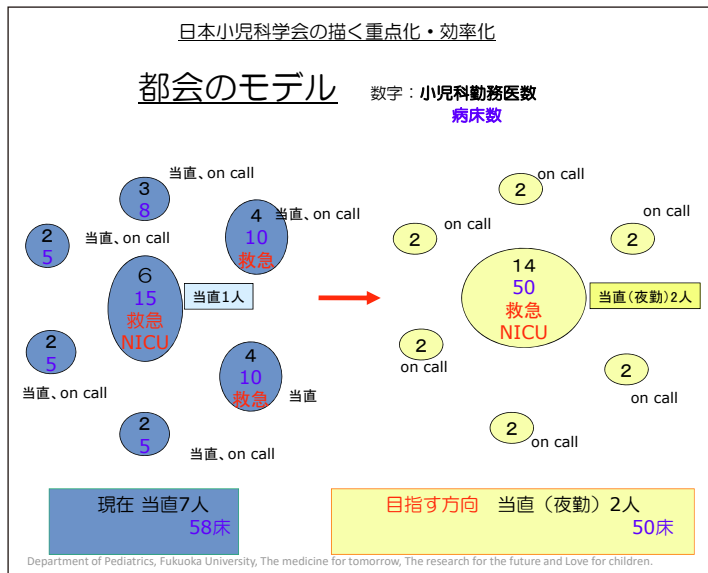
福岡大学筑紫病院小児科では、日本小児科学会が提唱する重点化・効率化(下図)による集約化プランに沿って十数年前から地域小児科センターを目指し、「私達の主治医から、私の主治医達へ」を合言葉に勤務しやすい環境に改善してきた。

2007年に7名であった小児科医は、当直免除や短時間勤務など女性が勤務しやすい環境を整えると女性医師を中心に増え、主治医チーム制やシフト制により当直翌日にしっかり休めるようになり、

2015年には12名となった。また教授を中心に、自分でなくても診療は回る、お互い様精神の職場文化へと変革しながら、外来は女性医師中心にするなどのワークシェアリングや夕診を近隣開業医が担当する病診連携も進め、過重労働への対策をとっていった。

医長と小児科専攻医、初期研修医の3名程度で構成する主治医チーム制は、カルテを細かく記載するなどコミュニケーションが必要となるが、診療のダブルチェックが出来るなどメリットも出てくる。

最近のコロナ禍においても、診療の完全停止を防ぐため、毎朝のカンファレンスにテレワークを導入するなど柔軟に働き方改革を継続している。



第6回医療勤務環境センター(2021年2月8日)小川 厚先生資料より

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内

TEL:082-513-3056

受付時間:(平日)10時~12時、13時~16時
(土日祝日、年末年始を除く)